

損保ジャパン日本興亜担当者による 質問事項への回答

Q①:託児業務等はシッターに実際にお金を払っているが福祉サービス総合補償で対象になるのか？

A:福祉サービス総合補償で補償の対象になります。実際にシッター等が子どもをケガさせた場合についても補償の対象になります。
パンフレット・申し込みにつきましては社協の窓口にお問い合わせください。

Q②:PTA、自治会、町内、老人クラブ、子ども会などボランティア活動以外の目的でつくられた団体グループの事業や団体構成員の親睦の活動が補償の対象にならないのはおかしいのでは？

A: ボランティア活動以外の目的で設立された団体につきましては当社のボランティア活動保険では対象外としております。
それぞれの団体によって独自の保険制度がありますので一部ご紹介いたします。(自治会→自治会活動保険、PTA→PTA 活動保険、子ども会→全国子ども会安全共済等)
ただし、貴団体のようにもともとは自治会の集まりから派生した任意の団体様につきましても、実態として現在ボランティアを中心に活動していらっしゃる団体様であればご加入いただけます。
団体構成員様の親睦の活動につきましては、ボランティア活動従事中との判断とならないため補償の対象になりません。

Q③: 活動に際し、有償無償が混在します。また市外・県外へも出向きます。打ち合わせや報告会等は事前計画がなかったりします。
ボランティア保険での補償範囲・福祉サービス総合補償との二重契約が必要でしょうか？

A: 有償・無償が混在される場合だと基本は福祉サービス総合補償でご加入することをお勧めいたします。

福祉サービス総合補償は団体でご加入をいただく保険となっており団体活動に帰属します。貴団体で行われる活動の間の補償があれば問題ないということであれば、福祉サービス総合補償のみでご加入いただければと思います。しかし、団体所属の個人が別に無償のボランティア活動等にご参加される際は補償することができません。

ボランティア活動保険は個人に帰属する保険のため、登録いただいた方が無償で行うボランティア活動にご参加いただく場合を補償いたします。団体様によって、福祉サービス総合補償単体で入るまたは重ねてボランティア活動保険にご加入をいただくこともございますので、団体の活動だけでよいのか、それとも個人が別で行っているボランティア活動まで補償が必要なのかをご検討いただきご選択ください。

(※福祉サービス総合補償とボランティア活動保険では補償内容が異なりますのでご注意ください。)

パンフレット・申し込みにつきましては社協の窓口にお問い合わせください。

Q④: 会則などに時給〇〇円などと記入がある場合は有料ボランティアとなるのでしょうか？

A: ボランティアの対価として時給が発生する場合は有償ボランティアとの判断になります。

実際には支給をされないケースもあるとのことですが、支給されない無償のボランティアについてはボランティア保険での補償の対象となりますが、支給される場合は補償の対象外となります。

その他、ボランティア活動保険についてご不明な点がございましたら、多治見市ボランティアセンター TEL (0572) 25-1134までお問い合わせください。